

IFRS 第 17 号は EV 開示を代替するか?

星野 孝典, FIAJ, FSA, CERA, CMA



はじめに

生命保険事業は一般的に契約獲得に多額の事業費を支出する。一方で主として契約者保護の観点から将来の保険金支払に備えて保守的な責任準備金を積み立てる必要があることから、伝統的な会計手法、特に保険業法会計では、新契約獲得時に多額の損失が発生し、その後何十年にもわたって利益が計上されるという特徴がある。

当該責任準備金は伝統的に契約時の想定に基づいて計算されることが多く、直近の経済環境や継続率等の変化をタイムリーに織り込めないとといった点ももうひとつの大きな特徴である。

一般目的会計 (GAAP) では、米国 (US) GAAP のように契約獲得時の新契約費を繰延計上することにより、保険契約期間にわたって利益を平準的に認識しようとする試みも試みられている。環境変化の影響が反映される場合もある。

日本における生命保険会社に適用される現在の一般目的会計 (JGAAP) は、まさに上記二つの特徴を有しており、生命保険会社の新契約獲得能力や、既契約の収益性 (の変化) を把握しにくいことから 2000 年代より多くの生命保険会社がエンベディッド・バリュー (EV) と呼ばれる指標を開示している。EV はある時点で保有する修正純資産価値 (ANAV) と保有契約から将来生じると想定される利益現価 (VIF) との合計であり、直近一年間に獲得した新契約価値 (NBV) も一般的に合わせて開示される。この技法は上場生命保険会社や M&A における買収先生命保険会社の価値評価に用いられている手法であり、投資家にとっては財務会計報告よりも EV の方が有用であることが多い。

一方、生命保険会社向け GAAP 会計も大きな変化を迎えようとしている。事業のグローバル化に伴い、一般事業会社では徐々に国際財務報告基準 (IFRS) に基づく会計報告により JGAAP を代替する動きが加速しており、2018 年 5 月現在、既に IFRS を適用しているか、あるいは将来的な適用を表明している東京証券取引所上場企業数は 200 に迫る勢いである。

(生命保険が損害保険を問わず) 保険契約に適用される IFRS 第 4 号は 2005 年 1 月より発効されているが、国際的に手法が統一されているものではなく、発効当時の実務をほぼそのまま認めたものであり、より本格的な保

険契約に対する基準は別途策定されることになっていた。その新たな基準である IFRS 第 17 号がまさに 10 年以上もの検討期間を経ていよいよ 2021 年 1 月より発効されることが決定されたのである。

日本における IFRS の採用は任意であるため、上場保険会社が 2021 年 1 月から必ずしも IFRS へ移行することが確約されているわけではないが、グローバル展開を行っている保険会社にとっては統一的な会計基準を適用できることは大きなメリットであろう。

IFRS 第 17 号では、保険契約負債は評価時点の環境を反映してタイムリーにアップデートされるという時価会計的な側面と、契約当初に想定される将来利益現価を「契約上のサービスマージン (CSM)」として繰り延べ、保険期間にわたって計上していくという費用収益対応原則に基づく繰延会計の双方の側面を持つ。こうした特徴から従来 EV 開示が担ってきた役割を相当程度代替することが期待される。一方で IFRS 第 17 号の保険契約評価手法は大変複雑であり、よりシンプルな時価会計的な側面を持つ EV 開示が有用と考えられる部分もある。本稿では、IFRS 第 17 号と EV の評価手法の比較を行い、EV 開示の今後について考察する。

市場整合的価値・公正価値・履行価値

日本において公衆開示された 2018 年 3 月期 EV はいずれも CFO Forum が定める MCEV 原則¹もしくは EEV 原則²に準拠したものである。MCEV は市場整合的な手法により評価された EV である。EEV は必ずしも市場整合的な評価手法による必要はないが、日本において公衆開示されている EEV は少なくとも金利やインプライド・ボラティリティといった経済前提は市場価格に基づいて設定されており、MCEV・EEV とも概ね市場整合的な評価を行っているといえよう。ただし、MCEV 原則において明示的に評価すべきとされているヘッジ不能リスクに係る引当額 (CRNHR) については、EEV では評価方法の幅がより広く、MCEV 原則に基づく場合でも資本コスト率が異なるため、必ずしも全社の評価方法が整合的といえるわけではない。

もっとも金利やインプライド・ボラティリティのように市場変数が存在しない保険事故発生率、解約率、事業費率などの前提条件は各個社の経験実績や将来の見通しに基づかざるを得ず、その点において完全に整合的な手法を全

¹ the European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles© (Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008)

² European Embedded Value (EEV) Principles

社に適用することは不可能ともいえよう。この意味で市場における第三者間取引価格に基づく時価と異なるため、当該手法を「市場整合的」と呼んでいる。したがって、市場整合的 EV は概ね資産時価から保険負債の市場整合的価値（およびその他の負債価額）を差し引いたものであると考えられる。

これに類似した概念として公正価値があり、IFRS では IFRS 第 13 号が対応している。IFRS 第 13 号における公正価値は、市場における秩序だった取引において、資産の売却や負債の移転の対価として支払われる金額（出口価格）であり、個社の見方を反映したものではないとされている。

IFRS による保険契約負債評価にあたっては当初公正価値評価が標榜された時期があったものの、保険契約負債の売買・移転取引市場は小さく、適切に価格づけを行うことは困難であるとする者も多く、IFRS 第 17 号では履行価値という概念が導入された。履行価値は、市場で取得可能な情報は最大限に使用しつつ、それ以外の要素は各社が保険契約を履行するために必要と考えられる対価として評価するものである。IFRS 第 17 号に基

づくバランスシート上の保険契約負債は、将来保険契約キャッシュフロー現価（PVCF）、リスク調整（RA）、CSM の三要素の合計として表現されるが、PVCF と RA の合計が履行価値を表すものである。この保険契約負債の履行価値と、EV における負債の市場整合的価値は概念的にはほぼ同一と考えられる。しかしながら、「IFRS 第 17 号における」履行価値は、実務家や保険会社のマネジメントが考える履行価値とはいくつかの点で異なることとなっている。

また、IFRS 第 17 号の初回適用時において、完全遡及適用が困難な場合の簡便法として公正価値アプローチが認められており、この場合 IFRS 第 13 号の原則論を適用することとなるが、上述のとおり保険契約負債評価への適用にあたっては当該原則論を字義通り適用することが困難な側面が多いものと考えられる。

下表は当該三手法について現状考え得る主な相違点について考察したものである。

FIGURE 1

	市場整合的価値 MCEV	履行価値 IFRS 17	公正価値 IFRS 13
将来更新	既契約更新は含める	料率改定可能等の契約の境界外の条件に合致する場合は除外	既契約更新は含める
将来新契約	価値には含めないが、直近一年間の新契約価値を別途算定	対象外だが、報告期間の新契約獲得による各要素の増減は開示	(M&A の場合) 新契約獲得能力として将来新契約価値を一定程度反映
事業費前提	あらゆる間接費含む	商品開発コストなど直課不能な間接費は除外	あらゆる間接費含む 第三者（市場）の事業費効率を反映
割引率	ボトムアップ（リスクフリー金利（原則としてスワップ金利）＋非流動性プレミアム） オプション価値やヘッジ不能リスク調整は別途明示的に考慮	ボトムアップ、またはトップダウン（類似資産利回りから負債に関連しないリスクプレミアムを控除） 負債キャッシュフローが対応資産に応じて変動する場合は当該特性を反映。	(M&A の場合) オプション価値やリスク調整、その他要素も反映したリスク割引率を使用することがある
オプション価値	確率論的手法により、負債オプションの時間価値を明示的に考慮	負債オプション価値の分別表示は求められていないが確率加重平均とすべきことは明示されており、暗黙的に考慮	暗黙的に考慮
リスク調整	明示的に考慮 オペレーショナルリスク等、間接リスクも反映 一年間 VaR(99.5)資本コスト法に基づいた場合の資本コスト率を開示	明示的に考慮 オペレーショナルリスク等、間接リスクは対象外 信頼水準相当を開示	暗黙的に考慮
自社の信用リスク	反映しない	反映しない	第三者（市場）の視点を反映する
期間利益	新契約獲得時に一括利益認識し、その後各期に前提・実績差異を計上	新契約獲得利益は CSM に繰り延べ 保険期間にわたって計上 将来損失が見込まれる場合は即時損失計上	—

上表の特徴に見られるように、IFRS 第 17 号は保険契約に直接関連する要素のみを評価するものだが、MCEV や M&A における会社価値評価では事業運営上のあらゆるコスト・リスクを全社の視点から反映しようと試みるものである。したがって、経営管理への活用や、ERM の側面も含めた経営・リスク情報の開示という目的においては、MCEV 手法の方が親和性が高いと考えられる。IFRS 第 17 号と MCEV には共通点も多いことから、理想的には IFRS 第 17 号のフレームワークを利用しながら、それを調整することにより従来の MCEV の情報も得られる仕組みを構築することで、これまで同様、（法定ならびに GAAP）会計情報に加えて、より経営の実態に即した補足情報として EV を活用していくことが望ましいと考えられる。経営の一環として MCEV 算定を行うことで、そこで用いられた各種前提条件は必然的にベストエスティメートとなり、それを IFRS 第 17 号計算に活用していくという方向での活用も非常に効率的で意義深いと考えられる。

なお、当面の間、日本において IFRS は現状任意適用であることから、非上場企業やグローバル展開を行っていない場合など、計算の仕組みがより簡素な EV のみを引き続き活用する方が費用対効果が高いと判断される場合もあるかもしれない。

IFRS バランスシート

前章では保険契約負債価値の評価手法の差異について考察した。次に投資家や利害関係者、あるいは経営者が会社価値を評価するにあたって評価基準日時点における IFRS バランスシートから使用すると考えられる情報について、MCEV との比較整理を行ってみる。

MCEV では前述のとおり、ANAV + VIF + 直近一年間の NBV × 係数がおおまかな会社価値に対する情報を与える。

直近一年間の NBV については、IFRS バランスシート上で直接確認できるものではないが、報告期間における新契約獲得による CSM 増加額が開示されることから、間接経費が反映されないといった評価方法の差異はあるにせよ、ある程度の情報が得られるものと考えられる。

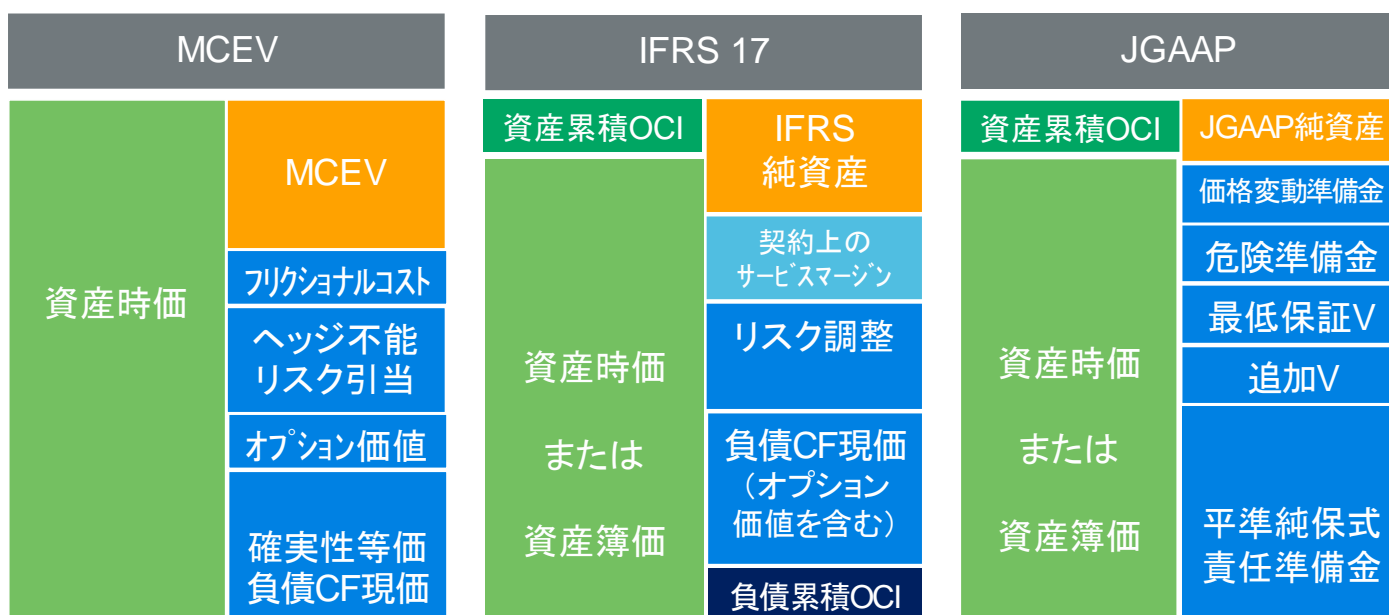
次に ANAV は、その定義上、IFRS バランスシートにおける純資産を修正するものであるため、もっぱら当該修正額が開示されるかどうか依存する。日本における現行の MCEV 開示は IFRS ベースではなく JGAAP ベースのバランスシートからの修正額を表示するのが通例であり、一般的には簿価評価されている満期保有債券や責任準備金対応債券の含み損益や、負債扱いとされている危険準備金・価格変動準備金等を資本と見込む調整額が大きい。IFRS バランスシートにおける金融商品評価は IFRS 第 9 号が適用される。固定利付証券など必ずしも時価評価されないものもあるが、IFRS 第

7 号の金融商品開示規定により、金融商品の含み損益については取得可能と考えられる。また、IFRS 第 17 号の保険契約負債に危険準備金は含まれず、価格変動準備金についても IFRS 上の負債とみなされないと考えられることから、これらについては IFRS バランスシート上の純資産を起点とすることで特段の修正の必要はないと考えられる。したがって、仮に IFRS バランスシートの純資産からの調整が必要であったとしても、固有事情がない限り、概ね現行 MCEV と同等の情報が得られるのではないかと考えられる。

最後に VIF である。MCEV においては、VIF は概ね JGAAP の保険契約負債評価額である責任準備金と、市場整合的保険負債評価額の差異（税効果考慮後）である。この概念を IFRS に適用すると、前章のとおり評価手法についての様々な議論はあるが、IFRS 第 17 号に基づく保険負債の履行価値が市場整合的価値と概ね同値という前提を置けば、CSM が VIF を代替するものであることとなる。ただし、その解釈にあたっては留意が必要であろう。MCEV 上の VIF は概ね既契約から生じる将来の JGAAP 上の利益現価であると換言することができる。現行 JGAAP は保険業法会計と同値であり、保険業法で求められる法定責任準備金、そしてそれを上回って積立が必要となるソルベンシーマージン規制下の（社内基準が大きい場合は社内基準に基づく）必要資本積立負担、つまり資本コスト（即時に株主に分配できず保険会社内に積み立てられる必要があるための機会損失コスト）を勘案した値となっている。したがって、MCEV 上の VIF は株主への分配可能利益現価である。一方、CSM はそうした資本コストは勘案されておらず、将来各時点においては IFRS 第 17 号に基づく保険契約負債積立を想定している。また、契約後の割引率変動を「その他包括利益（OCI）」を通して評価している場合は、保険契約負債に係る累積 OCI が存在しているため、例えば逆鞘の養老・終身保険などは CSM がプラスとなることが考えられることにも注意が必要であろう。IFRS 第 17 号初回適用時の評価手法に公正価値アプローチを使うか、完全または修正遡及アプローチを用いるかによっても CSM の水準は大きく異なり得る。そして、前章で述べた将来更新契約や事業費前提等の手法差異も当然大きな影響を及ぼし得る。CSM はそうした一連の条件下において予定される将来 IFRS 利益現価であると考えられ、これは必ずしも投資家にとっての分配可能利益とは一致しない。

保険会社評価に精通した専門家であれば、IFRS バランスシートの情報を巧みに利用することにより一定程度の会社価値評価を行うことが可能ともいえる。一方で、市場参加者のうちそのような評価ができる者が限定されているという観点からは、特に経営者から見た MCEV が相当程度異なる場合は、MCEV の開示は引き続き有用であると考えられよう。

FIGURE 2



IFRS 期間損益

本章では IFRS 期間損益の意味合いについて考察を行う。まず、MCEV・IFRS と、現行 JGAAP 会計とは大きく異なるものである。現行 JGAAP 会計は保険業法会計と同値であることもあり、保守的な平準純保険料式責任準備金を積み立てる前提であることから、一般的に新契約締結時には損失が発生し、その後は保険期間にわたって利益が発生する仕組みとなっている。責任準備金の評価前提は、大幅な逆転など保守性に問題のある状況とならない限り、基本的に保険期間中に見直されることはない。

IFRS 第 17 号に基づく場合、新契約締結時に将来見込まれる利益現価を CSM に繰り延べ、CSM を保険契約義務の履行にしたがって保険期間にわたって利益認識していく。当初見込んだ前提が実績と等しい場合は、CSM と RA のリリースが毎期の利益となる。実績が前提と異なる影響は毎期末に再評価するものの、当期に属する部分のみ即時に純損益に反映する。将来期間に属する部分については、非経済前提の実績との乖離は CSM を調整することにより吸収し、経済前提の実績との乖離は契約種別に応じて CSM で調整するか、OCI に計上できるため、ある程度安定的な利益推移となるよう配慮されている。

JGAAP と IFRS 第 17 号は上記のように差異はあるものの、保険期間にわたって保険契約義務の履行に比例して利益認識を行うという一般的な会計原則の思想を色濃く反映しているものといえよう。

これに対し、MCEV は新契約獲得時には想定される利益を一括認識し、その後の前提と実績の差異は将来期間に属する部分の影響まで含めて毎期一括認識する。したがって、期間損益は非常にダイナミックに変動することが非常に特徴的である。各期末で実際に保険契約を清算するわけではないため、複数期間ならば相殺されるような変動にも敏感に反応するという点で、利益の安定性を追求するという観点からは使いづらいという指摘もあるかもしれないが、より保険ビジネスの本質を表した指標であるともいえよう。実際、当期損益を相殺するような動きが将来にあるかどうか保証されているわけではなく、そのようなダイナミックな変動はもっぱら死亡率等の保険前提というよりは ALM リスクの多寡によってもたらされることから、状況に応じてタイムリーな経営行動を取ることが求められている経営者や、監督当局、あるいは M&A 取引を行う投資家等にとっては非常に有用な指標である。

このように IFRS 第 17 号に基づく期間損益の特徴はどちらかというところ MCEV ではなく JGAAP に近いものといえそうだが、その開示様式は伝統的な保険料収入や保険金等支払金といったキャッシュフロー別ではなく、リソース増減を保険関係損益と投資損益に分別しており、イメージとしては JGAAP 利源分析表に近いといえるかもしれない。下表は、詳細取扱の差異には目をつぶり、MCEV と IFRS 第 17 号の期間損益、ならびに JGAAP 利源分析について大まかな比較対応を試みたものである。上述のとおり、MCEV の前提条件変更は将来部分の変動であり、伝統的（JGAAP）には当年度損益に影響を与えないものであるが、IFRS 第 17 号では CSM で吸収しきれない場合など、一定条件下で MCEV 同様に当年度損益に反映される場合がある。

FIGURE 3

MCEV	IFRS 17	JGAAP 利源分析
新契約価値	(分別表示せず注記にて情報開示)	(分別表示せず)
保有契約価値の割戻 (金利以外)	保険サービス損益	死差益
非経済前提条件と実績の差異	= 保険関係収益 - 保険関係費用	費差益
		責任準備金関係損益
非経済前提条件変更	CSM で吸収しきれない場合のみ反映	-
保有契約価値の割戻 (金利)	正味投資関係損益	利差益
経済前提条件と実績の差異	= 資産運用損益 - 利息費用 (予定利息)	価格変動損益
経済前提条件の変更	一般モデルのみ反映。ただし、その他包括利益に反映可能。 変動手数料アプローチでは、CSM で吸収しきれない場合のみ反映。	-
その他損益	その他損益	その他損益
株主配当支払	(資本変動)	-

特に CSM が枯渇した場合で、変動手数料アプローチ、または一般モデルでその他包括利益を利用しない場合は、将来部分のリザーブ変動が純損益に反映されることになり、概ね MCEV と類似した動きをするものと考えられる。CSM は保険期間の経過にしたがって償却されていくため、経過が深い契約では CSM のショック・アブソーバーとしての役割が薄れ、前提条件変更の影響を受けやすくなることが考えられる。IFRS 第 17 号の期間損益はその特性上、このように状況に応じて MCEV 的にも振る舞う可能性がある点、利用者は十分留意する必要がある。

比較可能性

保険会社評価は様々な前提条件を仮定したうえで行われるものであり、会社間の比較可能性や前提条件の妥当性については古くから様々な議論が行われている。

伝統的な JGAAP は原則として平準純保険料式責任準備金に基づき、標準利率や標準死亡率の適用が求められているため、比較可能性は相対的に高いと考えられるかもしれない。しかしながら、標準利率・標準死亡率は (将来収支分析 (損失認識テスト) による追加責任準備金積立制度等はあるものの) 基本的に契約時にロックインされており、その保守性ともあいまって評価時点のカレント・エスティメートを提供しない点が弱点として指摘されてきた。前提条件をロックインするという特性上、世代間で異なる評価額

となることや、1996 年の保険業法改正前の契約や外貨建保険など標準責任準備金制度対象外の契約も存在するため、必ずしも会社間の比較可能性が成り立たない要素も存在する。特に JGAAP は日本企業のみにも適用される会計基準であり、海外企業との比較ができないという点は大きな弱点であろう。

EV は海外企業との比較も可能であるが、開示当初に用いられていた伝統的な決定論的手法に基づく EV は、各社独自の前提条件やリスク評価手法が用いられていたため、会社間の比較可能性の低さが指摘された。これに対処する形で、EV 評価手法・開示項目等の原則を定めた EEV 原則、さらには金利等の経済前提について市場との整合性を求めた MCEV 原則が定められてきた。MCEV は自主開示であり、非経済前提条件など引き続き個社の裁量による部分が大きいことから、取締役会の声明を表示し、保険数理に関する専門知識を有する第三者による意見書を取得することも行われている。こうした取り組みにより、一定程度の会社間の比較可能性を持ち、カレント・エスティメートに基づく会社価値指標として EV 開示が定着してきていた。一方、自主開示という特性上、必ずしも全社が EV 開示を行っているわけではなく、欧州においてはソルベンシー II 開示が概ね EV 開示を代替できるという観点から EV 開示を別途行う会社が減少している点で、比較可能性は引き続き大きな課題である。

IFRSはその本質的な存在意義からも、保険会社間のみならず他業界も含めた比較可能性を追求した会計基準である。欧州においては上場企業の連結財務諸表にIFRSの適用が義務付けられており、現在保険契約に適用されているIFRS第4号が第17号に変わるため、上場保険会社についてはすべてIFRS第17号による比較が可能となる。一方、欧州においてはソルベンシーII基準の開示がEVを代替しつつある。ソルベンシーII基準は上場企業に関わらずEU諸国の監督規制下にある保険会社が従わなければならない基準であり、MCEVとも類似性が高いため、欧州ではIFRSとソルベンシーIIがデュアル・スタンダードになる可能性が考えられる。

日本においては、現在IFRSは上場企業の連結財務諸表作成にあたって任意適用できることとされており、強制適用される予定はない。また、東証一部上場の大手保険会社は、東京海上・MS&AD・SOMPOといういわゆる3メガ損保グループと、生命保険主体の第一生命グループ・かんぽ生命・T&D保険グループ・ソニーフィナンシャルという状況である。4大生保のうちの第一生命以外の3社は相互会社であり、東京証券取引所には上場していない。同等の規模を持つ米系のブルデンシャル・グループも東京証券取引所には上場していない。3メガ損保や第一生命グループは海外事業の構成比率も比較的高く、各国の子会社・支店の会計基準を統一でき、様々な国の投資家に応えられるという観点からIFRSを任意適用する意義は比較的高いと考えられる。ただし、IFRSの任意適用を行った場合でも、単体財務諸表や保険業法目的でのJGAAP会計報告は当面行わざるを得ない。IFRS第17号は非常に複雑で、システム投資や人的リソースなど大きな導入コストを伴うことから、現状の任意適用という状況では、会計基準の標準化ニーズやその他のシナジーが見込めない限り、JGAAP会計の補足情報としてEVに代えてIFRS基準の会計報告を行うインセンティブが高いとは考えにくい。このような状況でIFRS採択企業がEV開示を停止した場合、比較可能性という意味では現状よりも後退する懸念がある。

また、日本における欧州ソルベンシーIIに類似した経済価値ベースのソルベンシー基準の導入も十年來の検討が続けられているが、明確な導入予定は決定されておらず、その公衆開示が現行EV開示を代替する程度のものであるのかも不明である。一方で、各社の内部リスク管理方針に即したソルベンシー自己評価(ORSA)については相当程度導入が進んでおり、前出の上場企業などMCEVを積極的に開示している保険会社では、内部基準リスクモデルによる経済価値ソルベンシー比率(ESR)の開示も積極的に行っているところが多い。ORSAは保険監督者国際機構(IAIS)が推進していることもあり、欧州や米国・カナダ等、グローバル・ベースで進展している状況である。欧州や日本のORSAはソルベンシーIIやMCEVに大きな影響を受

けており、概ね市場整合的な手法により計算、つまりMCEVの毀損リスクを評価している。こうした背景から、日本におけるデュアル・スタンダードは、IFRSとORSAとなっていく可能性が考えられるかもしれない。

ただし、ORSAは本質的に各社の自由裁量によるリスク評価であり、監督当局がORSAを推進する目的のひとつには、画一的なソルベンシー規制に盲目的に従っている状況下で想定外のリスク事象が顕在化した場合に、全社が危機的状況に陥るような状況を回避することを狙っているとも考えられる。こうした背景から、監督当局はリスクの自己査定をする体制の構築についてガイドラインを提供するにとどまり、その評価方法については踏み込んでいない状況にある。

IFRS第17号とORSAガイダンスのどちらも基本的には原則主義であり、当該原則に則ることにより、一定の統制下で負債評価を行う、つまり評価プロセスやモデルガバナンスを向上させるという面での進展が期待される。その一方で、前提条件の設定や計測手法については、利用可能な市場情報と矛盾すべきではないといった原則論はあるものの、各社の自由裁量の余地は比較的大きい。この部分において過去より大きな役割を果たしてきたのがアクチュアリーであり、過去実績や動向、将来の見通しやトレンド等を総合的に勘案して、高度な専門の見地から各種前提や手法を決定することが期待されてきた。この部分はIFRS第17号の導入により変わるものではなく、むしろIFRS第17号の導入と合わせて、あるいは昨今のInsTech等の進展とあいまって保険負債評価の自動化・省力化が進んでいくなか、アクチュアリーがこれまで以上に注力すべきエリアであろう。しかしながら、適切な専門的判断を下すことは決して容易なことではなく、今まで以上に各種統計データを充実したり、前提条件や各種手法の数理的適切性に関するベンチマーキングとして第三者意見を付加する等、市場に適切な情報を提供し続けるための様々な施策を実行していくことが求められよう。

おわりに

IFRS第17号はJGAAPの補足情報でEV開示が担ってきた役割の一部を代替することとなると考えられる。しかしながら、契約の境界や間接費を負債評価に反映できない等、必ずしも各社がこれまでEV開示を通して市場に発信してきたビジネス特性を十二分に伝えられるものではない。

IFRS第17号は公正価値と利益マッチング(繰延)の双方の側面を合わせつつのものであり、よりシンプルな保険業法会計やMCEVに比べその分析にあたって高度に複雑な専門能力が必要となることから、リスク開示をより充実させたり、外部専門家の知見や第三者意見を有効に活用する等の方策により、投資家の適切な意思決定を促す努力が引き続き求められよう。

ミリマンによるサポート

ミリマンは保険負債評価に関する豊富な経験と卓越した専門能力・知見を有しています。日本における多くの M&A や IPO、EV に関する第三者意見書発行、US GAAP / IFRS 会計等のサポートを実施して参りました。

IFRS 第 17 号の導入にあたって、20 年来の検討プロセスを密接にフォローしてきたことによる深い洞察力を活用し、保険数理面から実務に即した様々なソリューションを提供しています。

- IFRS 第 17 号や経済価値ベース（リスク）評価における前提条件設定や、算定手法に関する助言、レビュー、第三者意見書発行
- IFRS 第 17 号適用にあたってのギャップ分析や適合性評価ツールの提供
- IFRS 第 17 号と MCEV 間の差異に関する影響度測定
- IFRS 第 17 号等の保険負債評価用数理モデルのリースやクラウド・ソリューションの提供
- 確率論的計算用の自動モデルポイント圧縮ツールや、経済シナリオ・ジェネレータ等のツールのご提供
- IFRS 第 17 号等の保険負債評価アウトソーシング

本書へのご意見や、IFRS 第 17 号や内部モデルをはじめとした保険負債評価サポートのお問い合わせがあれば、ご担当のコンサルタントまたは東京オフィス代表連絡先まで是非ご照会ください。

留意事項

本書の内容は著者であるミリマンのコンサルタント個人の見識に基づくものであり、ミリマンとしての正式な意見表明や実務基準に対する解釈を示すものではありません。本書の内容は偏に教育的な見地から一般的な情報を提供するために作成されたものであり、網羅性、正確性等の点において完全であることを意図していないことをご理解下さい。正確な記述につきましては、原典をご参照下さい。個別の状況を考慮したものではありませんので、何らかの意思決定を行う際は適切な専門家にご相談下さい。本書の著者およびミリマンは、本書の内容に直接的または間接的に関係して生じたいかなる損害に対しても責任および債務を負いません。



1947 年に米国で設立されたミリマンは、世界最大のアクチュアリー分野およびその関連商品・サービスを提供する独立系コンサルティング会社の一つです。現在、世界の主要都市にオフィスを構え、生命保険・金融サービス、損害保険、健康保険、従業員福利厚生 の各分野でコンサルティング・サービスを提供しております。

milliman.com/IFRS

連絡先

星野 孝典

takanori.hoshino@milliman.com